

平成 20 年 5 月 8 日
広島県報定期第 35 号別冊

漁業法第 11 条の規定に基づく 免許の内容たるべき事項など

(区 画 漁 業 権)

平成 20 年広島県告示第 471 号の別冊 5 冊のうち 3

東広島市, 竹原市
豊田郡大崎上島町 海面

免許予定日 平成 20 年 9 月 1 日

存続期間 免許の日から
平成 25 年 8 月 31 日まで

申請期間 平成 20 年 5 月 8 日から
平成 20 年 7 月 7 日まで

1 公示番号 区第340号

2 免許の内容たるべき事項

| (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
|----------|-----------|----------------|
| 第1種区画漁業 | かき筏垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 東広島市安芸津町小松原地先

漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

基 点 1 安芸津町小松原旧大芝フェリー発着場南西側付け根（小川の橋脚左岸付け根）から護岸沿い南へ91メートルのスベリの北西側付け根

〃 2 〃 戸町鼻から北へ1番目の鼻

ア 1から安芸津町大芝島北端（モチエの鼻北端）を見通す線上80メートルの所

イ 〃 315
メートルの所

ウ 2から大芝島北端（モチエの鼻北端）を見通す線上150メートルの所

エ 〃 50メートル
の所

3 地元地区 東広島市安芸津町風早，小松原

1 公示番号 区第341号

2 免許の内容たるべき事項

| (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
|----------|-----------|----------------|
| 第1種区画漁業 | かき筏垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 東広島市安芸津町小松原地先

漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

基 点 1 安芸津町小松原旧安芸津温泉敷地西側付け根から護岸沿い西へ31メートルの護岸階段付け根

〃 2 〃 山下水産(株)護岸南東角

ア 1から安芸津町大芝島小福浦の鼻を見通す(154度30分)線上300メートルの所

イ 〃

- 600メートルの所
- ウ 2から大芝島久保の鼻を見通す(160度)線上360メートルの所
- エ // 20メートルの所
- 3 地元地区 東広島市安芸津町風早, 小松原

1 公示番号 区第342号

2 免許の内容たるべき事項

| (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
|----------|-----------|----------------|
| 第1種区画漁業 | かき筏垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 東広島市安芸津町小松原地先

漁場の区域 次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

基 点 1 安芸津町小松原旧安芸津温泉敷地西側付け根から護岸沿い西へ31メートルの護岸階段付け根

// 2 // 山下水産(株)護岸北東角

// 3 // 龍王島下浦ゴウヤ鼻南西端から海岸沿い東へ100メートルの所

ア 1から安芸津町藍之島南端を見通す線上650メートルの所

イ 3から安芸津町大芝島大芝北漁港西港防波堤突端を見通す線上580メートルの所

ウ 2から大芝島地蔵鼻突端を見通す線と3から大芝島大芝北漁港西港防波堤突端を見通す線との交点

エ 2から地蔵鼻突端を見通す線上530メートルの所

3 地元地区 東広島市安芸津町風早, 小松原

1 公示番号 区第343号

2 免許の内容たるべき事項

| (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
|----------|-----------|----------------|
| 第1種区画漁業 | かき筏垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 東広島市安芸津町小松原地先

漁場の区域 次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

基 点 1 安芸津町小松原セイロ鼻(本木水産埋立地北角と道路との交点から護岸沿い北へ89メートルの所)

- 〃 2 〃 旧安芸津温泉敷地西側付け根から護岸沿い南西へ
31メートルの護岸階段付け根
- ア 1から安芸津町龍王島ゴウヤ鼻北端を見通す線上170メートルの
所
- イ 〃 270メートルの
所
- ウ 2から安芸津町藍之島南端を見通す線上430メートルの所
- エ 〃 230メートルの所

3 地元地区 東広島市安芸津町風早, 小松原

1 公示番号 区第344号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 名 称 時 期
第1種区画漁業 かき筏垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

- 漁場の位置 東広島市安芸津町風早観音浜干拓地地先
漁場の区域 次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ4直線によって囲まれた区
域
- 基 点 1 観音浜干拓地の町民グラウンド東側フェンス(防球ネット)を南東
へ延長した線の護岸点
- 〃 2 〃 東側防波堤(長さ83メートル)突端
- ア 1から安芸津町龍王島北端を見通す線上630メートルの所
- イ 〃 330メートルの所
- ウ 2から155度330メートルの所
- エ 〃 660メートルの所

3 地元地区 東広島市安芸津町風早, 小松原

1 公示番号 区第345号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 名 称 時 期
第1種区画漁業 かき筏垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

- 漁場の位置 東広島市安芸津町風早安芸津干拓地地先
漁場の区域 次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ4直線によって囲まれた区
域
- 基 点 1 安芸津干拓地南東角から護岸沿い西へ313メートルの所

| | | |
|---|---|-----------|
| ア | 2 | 64メートルの所 |
| イ | | 175メートルの所 |
| ウ | | 185メートルの所 |
| エ | | 695メートルの所 |

3 地元地区 東広島市安芸津町風早, 小松原

1 公示番号 区第346号

2 免許の内容たるべき事項

| (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
|----------|-----------|----------------|
| 第1種区画漁業 | かき筏垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 東広島市安芸津町龍王島地先
 漁場の区域 次のアイ, イウ, ウエ, エオ, オカ, カキ, キク, クケ, ケコ, コサ, サシ, シス, スセ, セソ, ソタ, タチ, チアを結んだ17直線によって囲まれた区域

| | | |
|-----|---|---------------------------------------|
| 基 点 | 1 | 龍王島ゴウヤ鼻南西端から海岸沿い東へ70メートルの所 |
| 〃 | 2 | 〃 北端 |
| 〃 | 3 | 〃 北浦荷揚場南西角 |
| 〃 | 4 | 〃 北端 |
| 〃 | 5 | 〃 上浦埋立地南東角 |
| 〃 | 6 | 〃 沖の鼻東端(黒岩) |
| ア | | 1から安芸津町大芝島白鼻を見通す線上90メートルの所 |
| イ | | 460メートルの所 |
| ウ | | 2から安芸津町小松原戸町鼻から北へ1番目の鼻を見通す線上500メートルの所 |
| エ | | 〃 山下水産(株)護岸南東角を見通す線上450メートルの所 |
| オ | | 〃 風早芸南農協選果場護岸南東角を見通す線上300メートルの所 |
| カ | | 〃 200メートルの所 |
| キ | | 3から安芸津町風早福原産業(株)護岸南西角を見通す線上300メートルの所 |
| ク | | 〃 350メートルの所 |

- ケ 4 から安芸津町風早観音浜干拓地南東角を見通す線上 300 メートルの所
- コ 5 から安芸津町安芸津港西側防波堤突端を見通す線上 350 メートルの所
- サ // 唐船島南端を見通す線上 450 メートルの所
- シ 6 から安芸津町藍之島北西端を見通す線上 230 メートルの所
- ス // 130 メートルの所
- セ 5 から安芸津港西側防波堤突端を見通す線上 50 メートルの所
- ソ // 120 メートルの所
- タ 4 から観音浜干拓地南東角を見通す線上 90 メートルの所
- チ 2 から山下水産(株)護岸南東角を見通す線上 150 メートルの所

3 地元地区 東広島市安芸津町風早, 小松原

1 公示番号 区第347号

2 免許の内容たるべき事項

- | (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
|----------|-----------|----------------|
| 第1種区画漁業 | かき筏垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

- | | | |
|-------|--|---------------|
| 漁場の位置 | 東広島市安芸津町龍王島地先 | |
| 漁場の区域 | 次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 | |
| 基 点 1 | 2 から海岸沿い北西へ 270 メートルの所 | |
| // 2 | 龍王島沖の鼻南端 | |
| ア | 1 から安芸津町大芝島北端 (モチエの鼻北端) を見通す線上 530 メートルの所 | |
| イ | // | 190 メートルの所 |
| ウ | 2 から大芝島地蔵鼻を見通す線上 70 メートルの所 | |
| エ | // | 320 メートルの所 |

3 地元地区 東広島市安芸津町風早, 小松原

1 公示番号 区第348号

2 免許の内容たるべき事項

- | (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
|----------|-----------|----------------|
| 第1種区画漁業 | かき筏垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

- 漁場の位置 東広島市安芸津町大芝島地先
 漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オアを結んだ5直線によって囲まれた区域
- 基 点 1 大芝島北端(モチエの鼻北端)から海岸沿い南東へ50メートルの所(シュロの木根元の石積み護岸の北端)
 // 2 // バイヤの鼻(カーブミラーの所)
 ア 1から安芸津町龍王島南端を見通す線上100メートルの所
 イ // 350メートルの所
 ウ 2から龍王島南東端を見通す線上700メートルの所
 エ // 600メートルの所
 オ 1から安芸津町藍之島西端を見通す線上100メートルの所
- 3 地元地区 東広島市安芸津町風早, 小松原

1 公示番号 区第349号

2 免許の内容たるべき事項

- | (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
|----------|-----------|----------------|
| 第1種区画漁業 | かき筏垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

- 漁場の位置 東広島市安芸津町大芝島地先
 漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
- 基 点 1 安芸津町風早大芝北小福浦物揚場スベリ6号の東側付け根
 // 2 // 栈橋東側付け根
 ア 1から安芸津町小松原山水産(株)護岸南東角を見通す線上40メートルの所
 イ // 270メートルの所
 ウ 2から安芸津町小松原豊田高校護岸南東角を見通す線上310メートルの所
 エ // 70メートルの所

3 地元地区 東広島市安芸津町風早, 小松原

1 公示番号 区第350号

2 免許の内容たるべき事項

- | (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
|----------|-----|-----|
|----------|-----|-----|

第1種区画漁業 かき筏垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 東広島市安芸津町大芝島地先

漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

基点 1 大芝島カブト岩

〃 2 〃 北端(モチエの鼻北端)から海岸沿い南東へ50メートルの所(シュロの木根元の石積み護岸の北端)

ア 1から安芸津町小松原豊田高校護岸南東角を見通す線上40メートルの所

イ 〃 400メートルの所

ウ 2から豊田高校護岸南東角を見通す線上370メートルの所

エ 〃 50メートルの所

3 地元地区 東広島市安芸津町風早, 小松原

1 公示番号 区第351号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類 名称 時期

第1種区画漁業 かき筏垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 東広島市安芸津町大芝島地先

漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

基点 1 大芝島地蔵鼻北端

〃 2 〃 バイヤの鼻(カーブミラーの所)

〃 3 大芝島北端(モチエの鼻北端)から海岸沿い南東へ50メートルの所(シュロの木根元の石積み護岸の北端)

ア 1から安芸津町龍王島南端を見通す線上170メートルの所

イ 3から安芸津町藍之島西端を見通す線上450メートルの所

ウ 2から藍之島南端を見通す線上370メートルの所

エ 〃 160メートルの所

3 地元地区 東広島市安芸津町風早, 小松原

1 公示番号 区第352号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類 名 称 時 期
 第1種区画漁業 かき杭打垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 東広島市安芸津町小松原地先

漁場の区域 次のアイを距岸10メートルで結んだ線とイアを結んだ直線とによって囲まれた区域

基 点 1 安芸津町小松原小松原ドライブイン黒浜南側の護岸階段北側付け根から護岸沿い北へ46メートルの所(排水口中央)

ア 1から56度30分の線と距岸10メートルの線との交点

イ // と小松原戸町鼻西側の距岸10メートルの線との交点

3 地元地区 東広島市安芸津町風早, 小松原

1 公示番号 区第353号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類 名 称 時 期
 第1種区画漁業 かき杭打垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 東広島市安芸津町小松原地先

漁場の区域 次のアイ, イウ, ウエを結んだ3直線とイアを距岸5メートルで結んだ線とによって囲まれた区域。ただし, 海底電線保護区を除く。

基 点 1 安芸津町小松原山下水産(株)護岸南西角から護岸沿い南へ93メートルの所

// 2 // 小松原小学校護岸北端の階段南側付け根(排水口)から護岸沿い北へ12メートルの所

ア 1から安芸津町藍之島南端を見通す線と距岸5メートルの線との交点

イ // 線上60メートルの所

ウ 2から安芸津町大芝島北端(モチエの鼻北端)を見通す線上60メートルの所

エ // 線と距岸5メートルの線との交点

3 地元地区 東広島市安芸津町風早, 小松原

1 公示番号 区第354号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 名 称 時 期
第1種区画漁業 かき杭打垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで
- (2) 漁場の位置及び区域
- 漁場の位置 東広島市安芸津町小松原地先
- 漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエを結んだ3直線とエアを距岸5メートルで結んだ線とよって囲まれた区域
- 基 点 1 安芸津町小松原豊田高校南側護岸の延長線と国道護岸との交点から護岸沿い南へ70メートルの所
- 〃 2 〃 太郎水川河口右岸角
- ア 1から安芸津町龍王島南端を見通す線と距岸5メートルの線との交点
- イ 〃 線上100メートルの所
- ウ 2から安芸津町藍之島西端を見通す線上140メートルの所
- エ 〃 線と距岸5メートルの線との交点

3 地元地区 東広島市安芸津町風早，小松原

1 公示番号 区第355号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 名 称 時 期
第1種区画漁業 かき杭打垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで
- (2) 漁場の位置及び区域
- 漁場の位置 東広島市安芸津町風早観音浜干拓地地先
- 漁場の区域 次のアイを結んだ直線とイウを距岸5メートルで結んだ線とウエ、エアを結んだ2直線とによつて囲まれた区域
- 基 点 1 観音浜干拓地護岸西角から護岸沿い東へ45メートルの所
- 〃 2 〃 東側防波堤の南側付け根から防波堤沿い東へ12メートルの所
- ア 1から安芸津町龍王島北東端を見通す線上25メートルの所
- イ 〃 線と距岸5メートルの線との交点
- ウ 2から観音浜干拓地東側防波堤に直角(142度)に引いた線と距岸5メートルの線との交点
- エ 〃 45メートルの所

3 地元地区 東広島市安芸津町風早, 小松原

1 公示番号 区第356号

2 免許の内容たるべき事項

| (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
|----------|------------|----------------|
| 第1種区画漁業 | かき杭打垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

| | | |
|-------|---|----------|
| 漁場の位置 | 東広島市安芸津町風早観音浜干拓地地先 | |
| 漁場の区域 | 次のアイ, イウ, ウエ, エアの4直線によって囲まれた区域 | |
| 基 点 1 | 観音浜干拓地東側防波堤北側付け根から護岸沿い北西へ40メートルの所 | |
| 〃 2 | 1から護岸沿い北西へ150メートルの所 | |
| ア | 1から観音浜干拓地東側護岸に直角(47度)に35メートルの所 | |
| イ | 〃 | 10メートルの所 |
| ウ | 2から安芸津町風早安芸津干拓地日立工場建物南西角を見通す(41度)線上10メートルの所 | |
| エ | 〃 | 〃 |
| | 〃 | 35メートルの所 |

3 地元地区 東広島市安芸津町風早, 小松原

1 公示番号 区第357号

2 免許の内容たるべき事項

| (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
|----------|------------|----------------|
| 第1種区画漁業 | かき杭打垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

| | | |
|-------|--|-----------------|
| 漁場の位置 | 東広島市安芸津町風早安芸津干拓地地先 | |
| 漁場の区域 | 次のアイ, イウを結んだ2直線とウエを距岸1メートルで結んだ線とエオ, オアを結んだ2直線とによって囲まれた区域 | |
| 基 点 1 | 安芸津干拓地西側防波堤南側付け根から護岸沿い東へ2メートルの所 | |
| 〃 2 | 〃 の港湾埋立地南東角(階段上部北東角)から護岸沿い東へ147メートルの所 | |
| ア | 1から安芸津町龍王島東端を見通す線上80メートルの所 | |
| イ | 〃 | 線と距岸5メートルの線との交点 |
| ウ | 安芸津干拓地西側の港湾埋立地南側護岸沿い距岸5メートルの線 | |

- と安芸津干拓地南西側護岸沿い距岸1メートルの線との交点
- エ 2から安芸津町藍之島西端を見通す線と距岸1メートルの線との交点
- オ // 線上46メートルの所
- 3 地元地区 東広島市安芸津町風早, 小松原

1 公示番号 区第358号

2 免許の内容たるべき事項

| (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
|----------|----------|----------------|
| 第1種区画漁業 | 魚類小割式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 東広島市安芸津町龍王島地先

漁場の区域 次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

基 点 1 龍王島ゴウヤ鼻北端

// 2 // 北浦荷揚場南西角

ア 1から安芸津町風早芸南農協選果場護岸南東角を見通す線上200メートルの所

イ // 360
メートルの所

ウ 2から安芸津町風早福原産業(株)護岸南西角を見通す線上460メートルの所

エ // 300メー
トルの所

3 地元地区 東広島市安芸津町風早, 小松原

1 公示番号 区第359号

2 免許の内容たるべき事項

| (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
|----------|----------|----------------|
| 第1種区画漁業 | 魚類小割式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 東広島市安芸津町龍王島地先

漁場の区域 次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

基 点 1 龍王島ゴウヤ鼻北端

// 2 // 北浦荷揚場南西角

| | | |
|---|---|----|
| ア | 1 から安芸津町風早芸南農協選果場護岸南東角を見通す線上 10 メートルの所 | |
| イ | 〃 | 50 |
| | メートルの所 | |
| ウ | 2 から安芸津町風早福原産業(株)護岸南西角を見通す線上 120 メー トルの所 | |
| エ | 〃 | 80 |
| | メートルの所 | |

3 地元地区 東広島市安芸津町風早，小松原

1 公示番号 区第360号

2 免許の内容たるべき事項

| | | |
|----------|-----------|----------------|
| (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
| 第1種区画漁業 | かき筏垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

| | |
|-------|---|
| 漁場の位置 | 東広島市安芸津町三津三協化成(株)地先 |
| 漁場の区域 | 次のアイ，イウ，ウエ，エアを結んだ4直線によって囲まれた区 域 |
| 基 点 1 | 三協化成(株)敷地前護岸南西角 |
| 〃 2 | 安芸津町安芸津港西防波堤南側付け根 |
| ア | 1 から安芸津町藍之島北端を見通す線上 770 メートルの所 |
| イ | 〃 420 メートルの所 |
| ウ | 2 から豊田郡大崎上島町津久賀島東端を見通す線上 400 メートル の所 |
| エ | 〃 750 メートル の所 |

3 地元地区 東広島市安芸津町三津

1 公示番号 区第361号

2 免許の内容たるべき事項

| | | |
|----------|-----------|----------------|
| (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
| 第1種区画漁業 | かき筏垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

| | |
|-------|------------------------------------|
| 漁場の位置 | 東広島市安芸津町木谷地先 |
| 漁場の区域 | 次のアイ，イウ，ウエ，エアを結んだ4直線によって囲まれた区 域 |

| | | |
|-----|---|---|
| 基 点 | 1 | 安芸津町木谷雲下市営湯盛住宅前護岸南西角 |
| 〃 | 2 | 〃 東防波堤突端 |
| 〃 | 3 | 〃 小宿根湾西鼻から北へ2番目の農道北側付け根前護岸点から護岸沿い南へ107メートルの所の排水口中央（皇后岩） |
| 〃 | 4 | 〃 鼻繰島南端 |
| ア | | 1から安芸津町藍之島東端を見通す線と3から安芸津町安芸津港西防波堤南側付け根を見通す線との交点 |
| イ | | 2から藍之島東端を見通す線と3から安芸津港西防波堤南側付け根を見通す線との交点 |
| ウ | | 〃 4から安芸津町三津三協化成(株)敷地前護岸南西角を見通す線との交点 |
| エ | | 1から藍之島東端を見通す線と4から三協化成(株)敷地前護岸南西角を見通す線との交点 |

3 地元地区 東広島市安芸津町三津，木谷

1 公示番号 区第362号

2 免許の内容たるべき事項

| | | |
|----------|-----------|----------------|
| (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
| 第1種区画漁業 | かき筏垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

| | |
|-------|--------------------------------------|
| 漁場の位置 | 東広島市安芸津町木谷地先 |
| 漁場の区域 | 次のアイ，イウ，ウエ，エオ，オカ，カアを結んだ6直線によって囲まれた区域 |

| | | |
|-----|---|--|
| 基 点 | 1 | 安芸津町木谷小宿根湾スベリ南側付け根から護岸沿い南へ162メートルの所（中瀬の鼻） |
| 〃 | 2 | 3から護岸沿い南へ150メートルの所（排水口） |
| 〃 | 3 | 安芸津町木谷小宿根湾西鼻から北へ2番目の農道北側付け根前護岸点(排水口)から護岸沿い南へ7メートルの所(排水口) |
| 〃 | 4 | 安芸津町鼻繰島南端 |
| 〃 | 5 | 〃 ホボロ島南西端 |
| 〃 | 6 | 〃 唐船島西端 |
| ア | | 1から安芸津町藍之島北端を見通す線上50メートルの所 |
| イ | | 〃 線と4から安芸津町風早安芸津干拓地旧護岸南西角を見通す線との交点 |
| ウ | | 4から安芸津干拓地旧護岸南西角を見通す線と5から安芸津町三津三協化成(株)敷地前護岸南西角を見通す線との交点 |

- エ 3 から安芸津町龍王島北端を見通す線と 6 から 4 を見通す線の延長線との交点
- オ // 線上 100 メートルの所
- カ 2 から藍之島北端を見通す線上 40 メートルの所
- 3 地元地区 東広島市安芸津町三津，木谷

1 公示番号 区第 3 6 3 号

2 免許の内容たるべき事項

| (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
|-----------|-----------|-----------------------|
| 第 1 種区画漁業 | かき筏垂下式養殖業 | 1 月 1 日から 12 月 31 日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 東広島市安芸津町木谷地先

漁場の区域 次のアイ，イウ，ウエ，エアを結んだ 4 直線によって囲まれた区域

基 点 1 安芸津町木谷雲下市営湯盛住宅前護岸南西角

// 2 // 鼻繰島南端

// 3 // ホボロ島北東端

// 4 // 南西端

ア 1 から豊田郡大崎上島町津久賀島北東端を見通す線と 2 から安芸津町風早観音浜干拓地南西角を見通す線との交点

イ 2 から観音浜干拓地南西角を見通す線と 4 から安芸津町三津三協化成(株)敷地前護岸南西角を見通す線との交点

ウ 3 から安芸津町龍王島北端を見通す線と 4 から三協化成(株)敷地前護岸南西角を見通す線との交点

エ 1 から津久賀島北東端を見通す線と 3 から龍王島北端を見通す線との交点

3 地元地区 東広島市安芸津町三津，木谷

1 公示番号 区第 3 6 4 号

2 免許の内容たるべき事項

| (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
|-----------|-----------|-----------------------|
| 第 1 種区画漁業 | かき筏垂下式養殖業 | 1 月 1 日から 12 月 31 日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 東広島市安芸津町三津地先

漁場の区域 次のアウ，ウエ，エオ，オアを結んだ 4 直線によって囲まれた区域

| | | |
|-----|---|--|
| 基 点 | 1 | 安芸津町安芸津港西側防波堤の南側付け根 |
| 〃 | 2 | 〃 鼻繰島南端 |
| 〃 | 3 | 〃 ホボロ島北東端 |
| ア | | 1 から豊田郡大崎上島町津久賀島北東端を見通す線と 2 から安芸津町風早安芸津町干拓地旧護岸南西角を見通す線との交点 |
| イ | | 〃 3 から安芸津町龍王島北端を見通す線との交点 |
| ウ | | イから 1 を見通す線上 50 メートルの所 |
| エ | | 3 から龍王島北端を見通す線と平行にウから西へ 650 メートルの所 |
| オ | | 2 から安芸津干拓地旧護岸南西角を見通す線上アから北西へ 650 メートルの所 |

3 地元地区 東広島市安芸津町三津，木谷

1 公示番号 区第 3 6 5 号

2 免許の内容たるべき事項

| | | |
|-----------|-----------|-----------------------|
| (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
| 第 1 種区画漁業 | かき筏垂下式養殖業 | 1 月 1 日から 12 月 31 日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

| | |
|-------|----------------------------------|
| 漁場の位置 | 東広島市安芸津町三津地先 |
| 漁場の区域 | 次のアイ，イウ，ウエ，エアを結んだ 4 直線によって囲まれた区域 |

| | | |
|-----|---|---|
| 基 点 | 1 | 安芸津町風早安芸津干拓地南東角から護岸沿い西へ 34 メートルの所 |
| 〃 | 2 | 〃 新来島ドック太平工場東側船台南東角 |
| 〃 | 3 | 〃 木谷小宿根湾西鼻から北へ 2 番目の農道北側付け根前護岸点から護岸沿い南へ 107 メートルの排水口中央（皇后岩） |
| 〃 | 4 | 〃 ホボロ島南西端 |
| ア | | 1 から安芸津町大芝島東端を見通す線と 3 から安芸津町 J R 風早駅陸橋（風早駅沖埋立地南側護岸の西側付け根の階段の付け根から護岸沿い南へ 30 メートルの所）を見通す（267 度 30 分）線との交点 |
| イ | | 2 から安芸津町藍之島東端を見通す線と 3 から J R 風早駅陸橋（風早駅沖埋立地南側護岸の西側付け根の階段の付け根から護岸沿い南へ 30 メートルの所）を見通す（267 度 30 分）線との交点 |

- 域
- 基 点 1 安芸津干拓地南東角から護岸沿い西へ 64 メートルの所
 // 2 // 南東角
 ア 1 から安芸津町大芝島バイヤの鼻を見通す線上 20 メートルの所
 イ // // 5 メートルの所
 ウ 2 から安芸津町藍之島東端を見通す線上 5 メートルの所
 エ // // 20 メートルの所
- 3 地元地区 東広島市安芸津町三津，木谷
- 1 公示番号 区第 3 6 8 号
- 2 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類 名 称 時 期
 第 1 種区画漁業 かき杭打垂下式養殖業 1 月 1 日から 12 月 31 日まで
- (2) 漁場の位置及び区域
- 漁場の位置 東広島市安芸津町三津三協化成(株)地先
 漁場の区域 次のアイを結んだ直線とイウを距岸 5 メートルで結んだ線とウエ，
 エオ，オアを結んだ 3 直線とによって囲まれた区域
- 基 点 1 2 から護岸沿い北へ 60 メートルの所
 // 2 三協化成(株)敷地前護岸南西角
 // 3 2 から護岸沿い東へ 30 メートルの所
 ア 1 から 270 度 30 メートルの所
 イ // // の線と距岸 5 メートルの線との交点
 ウ 3 から 170 度の線と距岸 5 メートルの線との交点
 エ // // 30 メートルの所
 オ 2 から 235 度 30 メートルの所
- 3 地元地区 東広島市安芸津町三津，木谷
- 1 公示番号 区第 3 6 9 号
- 2 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類 名 称 時 期
 第 1 種区画漁業 かき杭打垂下式養殖業 1 月 1 日から 12 月 31 日まで
- (2) 漁場の位置及び区域
- 漁場の位置 東広島市安芸津町木谷地先
 漁場の区域 次のアイを結んだ直線とイウを距岸 10 メートルで結んだ線とウ
 エ，エアを結んだ 2 直線とによって囲まれた区域
- 基 点 1 安芸津町木谷東公民館南側小川河口右岸角から護岸沿い南へ 90

| | | | |
|---|---|---|---------|
| | | メートルの所 | |
| 〃 | 2 | 〃 木谷尻護岸階段南側付け根から護岸沿い北へ 30 メートルの所 | |
| ア | | 1 から安芸津町木谷小学校敷地護岸南西角を見通す線上 60 メートルの所 | |
| イ | | 〃 | 線と距岸 10 |
| | | メートルの線との交点 | |
| ウ | | 2 から安芸津町安芸津農産興業(株)敷地南東角を見通す線と距岸 10 メートルの線との交点 | |
| エ | | 〃 | 線上 100 |
| | | メートルの所 | |

3 地元地区 東広島市安芸津町三津, 木谷

1 公示番号 区第370号

2 免許の内容たるべき事項

| | | |
|----------|------------|----------------|
| (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
| 第1種区画漁業 | かき杭打垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 東広島市安芸津町木谷地先
 漁場の区域 次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

| | | | |
|-----|---|--------------------------------------|-----------|
| 基 点 | 1 | 安芸津町木谷尻護岸階段南側付け根(2から護岸沿い北へ75メートルの所) | |
| 〃 | 2 | 〃 矢野川暗渠中央 | |
| ア | | 1 から安芸津町木谷港一文字防波堤北西端を見通す線上 40 メートルの所 | |
| イ | | 〃 | 5 メートルの所 |
| ウ | | 2 から木谷港一文字防波堤南東端を見通す線上 5 メートルの所 | |
| エ | | 〃 | 40 メートルの所 |

3 地元地区 東広島市安芸津町三津, 木谷

1 公示番号 区第371号

2 免許の内容たるべき事項

| | | |
|----------|------------|----------------|
| (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
| 第1種区画漁業 | かき杭打垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

| | |
|-------|--|
| 漁場の位置 | 東広島市安芸津町木谷小宿根地先 |
| 漁場の区域 | 次のアイを結んだ直線とイウを距岸 10 メートルで結んだ線とウエ, エアを結んだ 2 直線とによって囲まれた区域 |
| 基 点 1 | 安芸津町木谷小宿根湾西鼻突端 |
| 〃 2 | 〃 スベリ南側付け根から護岸沿い南へ 140 メートルの所 |
| ア | 1 から安芸津町鼻線島北西端を見通す線上 30 メートルの所 |
| イ | 〃 線と距岸 10 メートルの線との交点 |
| ウ | 2 から安芸津町藍之島北端を見通す線と距岸 10 メートルの線との交点 |
| エ | 〃 線上 30 メートルの所 |

3 地元地区 東広島市安芸津町三津, 木谷

1 公示番号 区第 3 7 2 号

2 免許の内容たるべき事項

| (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
|-----------|------------|-----------------------|
| 第 1 種区画漁業 | かき杭打垂下式養殖業 | 1 月 1 日から 12 月 31 日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

| | |
|-------|--|
| 漁場の位置 | 東広島市安芸津町木谷大宿根地先 |
| 漁場の区域 | 次のアイを距岸 50 メートルで結んだ線とイアを結んだ直線とによって囲まれた区域 |
| 基 点 1 | 安芸津町木谷大宿根湾防波堤東側付け根 |
| 〃 2 | 〃 二馬手へ通じる農道の入り口前護岸点 (階段から南へ 13 メートルの所) |
| ア | 1 から 2 を見通す線と距岸 50 メートルの線との交点 |
| イ | 2 から 1 を見通す線と距岸 50 メートルの線との交点 |

3 地元地区 東広島市安芸津町三津, 木谷

1 公示番号 区第 3 7 3 号

2 免許の内容たるべき事項

| (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
|-----------|------------|-----------------------|
| 第 1 種区画漁業 | かき杭打垂下式養殖業 | 1 月 1 日から 12 月 31 日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

| | |
|-------|-----------------|
| 漁場の位置 | 東広島市安芸津町木谷二馬手地先 |
|-------|-----------------|

漁場の区域 次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

基点 1 安芸津町木谷二馬手防波堤南側付け根
" 2 " 海底電線埋施設前護岸南東角から護岸沿い北へ50メートルの所(曲がり角)
ア 1から竹原市吉名町龍島北端を見通す線上7メートルの所
イ " 56メートルの所
ウ 2から龍島南端を見通す線上56メートルの所
エ " 7メートルの所

3 地元地区 東広島市安芸津町三津, 木谷

1 公示番号 区第374号

2 免許の内容たるべき事項

| (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
|----------|------------|----------------|
| 第1種区画漁業 | かき杭打垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 東広島市安芸津町木谷二馬手地先
漁場の区域 次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点 1 安芸津町木谷二馬手干拓地護岸北東角
" 2 " 防波堤南側付け根
ア 1から二馬手防波堤突端を見通す線上80メートルの所
イ " 30メートルの所
ウ 2から62度165メートルの所
エ " 竹原市吉名町龍島北端を見通す(78度30分)線上150メートルの所

3 地元地区 東広島市安芸津町三津, 木谷

1 公示番号 区第375号

2 免許の内容たるべき事項

| (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
|----------|------------|----------------|
| 第1種区画漁業 | かき杭打垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 東広島市安芸津町藍之島地先
漁場の区域 次のアイを距岸10メートルで結んだ線とイウを結んだ直線とウエを距岸50メートルで結んだ線とエアを結んだ直線とによって

| | | |
|-----|---|---|
| | | 囲まれた区域 |
| 基 点 | 1 | 藍之島明神鼻光海神社鳥居中央から海岸沿い西へ 100 メートルの所 |
| 〃 | 2 | 〃 西端 |
| ア | | 1 から安芸津町三津新来島ドック太平工場艀装岸壁西側付け根を見通す線と距岸 10 メートルの線との交点 |
| イ | | 2 から安芸津町龍王島南端を見通す線と距岸 10 メートルの線との交点 |
| ウ | | 〃 50 メートルの線との交点 |
| エ | | 1 から新来島ドック太平工場艀装岸壁西側付け根を見通す線と距岸 50 メートルの線との交点 |

3 地元地区 東広島市安芸津町三津，木谷

1 公示番号 区第376号

2 免許の内容たるべき事項

| | | |
|----------|----------|----------------|
| (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
| 第1種区画漁業 | 魚類小割式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 東広島市安芸津町三津地先
 漁場の区域 次のアイ，イウ，ウエ，エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

| | | |
|-----|---|--------------------------------------|
| 基 点 | 1 | 安芸津町安芸津港西防波堤南側付け根から防波堤沿い東へ 54 メートルの所 |
| 〃 | 2 | 〃 176 メートルの所 |
| ア | | 1 から安芸津町藍之島の高を見通す線上 250 メートルの所 |
| イ | | 〃 150 メートルの所 |
| ウ | | 2 から藍之島東端を見通す線上 100 メートルの所 |
| エ | | 〃 200 メートルの所 |

3 地元地区 東広島市安芸津町三津，木谷

1 公示番号 区第377号

2 免許の内容たるべき事項

| | | |
|----------|----------|----------------|
| (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
| 第1種区画漁業 | 魚類小割式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 豊田郡大崎上島町大串州の鼻地先
漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

基 点 1 大崎上島町大串西野干拓地西側防波堤北側付け根
" 2 " 州の鼻北端
ア 2から大崎上島町大串尾辺ヶ鼻から南東へ2番目の鼻を見通す線上150メートルの所
イ " " 200メートルの所
ウ 1から尾辺ヶ鼻を見通す線上100メートルの所
エ " 40メートルの所

3 地元地区 豊田郡大崎上島町中野，大串，東野

1 公示番号 区第378号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類 名 称 時 期
第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 豊田郡大崎上島町大串西野干拓地地先
漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

基 点 1 大崎上島町大串西側栈橋東側付け根から護岸沿い東へ150メートルの所
" 2 " 200メートルの所
" 3 " 西野干拓地東側防波堤西側付け根
ア 1から大崎上島町大串尾辺ヶ鼻を見通す線上300メートルの所
イ 3から尾辺ヶ鼻から南東へ2番目の鼻を見通す線上490メートルの所
ウ " 280メートルの所
エ 2から尾辺ヶ鼻から南東へ1番目の鼻を見通す線上160メートルの所

3 地元地区 豊田郡大崎上島町中野，大串，東野

1 公示番号 区第379号

2 免許の内容たるべき事項

| (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
|----------|----------|----------------|
| 第1種区画漁業 | 魚類小割式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 豊田郡大崎上島町大相賀島, 小相賀島地先

漁場の区域 次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

基 点 1 大崎上島町長島中国電力(株)大崎発電所南西側護岸の南側付け根
(自然海岸との接点)

〃 2 〃 大相賀島南端

ア 2から1を見通す線上350メートルの所

イ 〃 100メートルの所

ウ イから1・2を結ぶ直線に直角に北西へ60メートルの所

エ アから1・2を結ぶ直線に直角に北西へ100メートルの所

3 地元地区 豊田郡大崎上島町中野, 大串, 東野

1 公示番号 区第380号

2 免許の内容たるべき事項

| (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
|----------|----------|----------------|
| 第1種区画漁業 | 魚類小割式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 豊田郡大崎上島町中野長松地先

漁場の区域 次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

基 点 1 大崎上島町中野瀬井の東鼻

〃 2 〃 崎長松護岸東鼻

ア 1から大崎上島町大相賀島東端を見通す線上40メートルの所

イ 〃 100メートルの所

ウ 2から大崎上島町長島中国電力(株)大崎発電所荷揚げ棧橋西端を見通す線上200メートルの所

エ 〃

〃 100メートルの所

3 地元地区 豊田郡大崎上島町中野, 大串, 東野

1 公示番号 区第381号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 名 称 時 期
第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 1月1日から12月31日まで
- (2) 漁場の位置及び区域
漁場の位置 豊田郡大崎上島町長島地先
漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
- 基 点 1 長島福浦農道開通記念碑東側護岸階段北側付け根
" 2 " 深江中の鼻
- ア 1から大崎上島町箱島北端を見通す線と大崎上島町美加子島西端から長島東端を見通す線との交点
- イ 1から箱島北端を見通す線上アから東へ150メートルの所
- ウ 2から大崎上島町中野向山刀崎北端を見通す線上エから東へ150メートルの所
- エ " 線と美加子島西端から長島東端を見通す線との交点

3 地元地区 豊田郡大崎上島町中野、大串、東野

1 公示番号 区第382号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 名 称 時 期
第1種区画漁業 かき杭打垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで
- (2) 漁場の位置及び区域
漁場の位置 竹原市吉名町宗越地先
漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
- 基 点 1 吉名町宗越山陽煉瓦工場護岸東角
" 2 " 宗越の湾奥排水口の石垣護岸内角から護岸沿い東へ70メートルの所(石垣護岸上部コンクリート東端)
- ア 1から吉名町西ケ崎の鼻南端を見通す線上90メートルの所
- イ " 190メートルの所
- ウ 2から吉名町明神の鼻北端を見通す線上115メートルの所
- エ " 15メートルの所

3 地元地区 竹原市吉名町

1 公示番号 区第383号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 名 称 時 期
第1種区画漁業 かき杭打式養殖業 1月1日から12月31日まで
- (2) 漁場の位置及び区域
漁場の位置 竹原市吉名町柏地先
漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
- 基 点 1 吉名町柏の鼻南端から西へ1番目の鼻
" 2 " 東へ1番目の鼻から海岸沿い北東へ20メートルの所
- ア 1から吉名町明神の鼻北端を見通す線上110メートルの所
イ " 40メートルの所
ウ 2から豊田郡大崎上島町木臼島西端を見通す線上30メートルの所
エ " 90メートルの所

3 地元地区 竹原市吉名町

1 公示番号 区第384号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 名 称 時 期
第1種区画漁業 真珠養殖業 1月1日から12月31日まで
- (2) 漁場の位置及び区域
漁場の位置 東広島市安芸津町小松原小学校地先
漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
- 基 点 1 2から護岸沿い南西へ200メートルの所
" 2 小松原小学校南東護岸角
- ア 1から安芸津町大芝島北海道電線東の標柱を見通す(130度)線上180メートルの所
イ 2から大芝島モチエの鼻を見通す線上180メートルの所
ウ " 300メートルの所
エ 1から大芝島北海道電線東の標柱を見通す線上300メートルの所

3 地元地区 東広島市安芸津町小松原

1 公示番号 区第385号

2 免許の内容たるべき事項

- | (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
|----------|-------|----------------|
| 第1種区画漁業 | 真珠養殖業 | 1月1日から12月31日まで |
- (2) 漁場の位置及び区域
- | | | |
|-------|---|--------------------------------|
| 漁場の位置 | 東広島市安芸津町木谷地先 | |
| 漁場の区域 | 次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キアを結んだ7直線によって囲まれた区域 | |
| 基 点 1 | 安芸津町ホボロ島の高 | |
| 〃 2 | 〃 | 鼻繰島南端 |
| 〃 3 | 〃 | 木谷小宿根湾スベリ南側付け根から護岸沿い南へ162メートル所 |
| 〃 4 | 〃 | 大宿根西の防波堤西側付け根から護岸沿い西へ90メートルの所 |
| 〃 5 | 〃 | 本江の南西の鼻 |
| 〃 6 | 〃 | 赤崎鼻突端埋立地北側護岸付け根から護岸沿い西へ4メートルの所 |
| ア | 1から2を見通す線上100メートルの所 | |
| イ | 2から1を見通す線上50メートルの所 | |
| ウ | 3から鼻繰島北端を見通す線上50メートルの所 | |
| エ | 4から1を見通す線上200メートルの所 | |
| オ | 5から1を見通す線上50メートルの所 | |
| カ | 6から1を見通す線上50メートルの所 | |
| キ | 1から5を見通す線上100メートルの所 | |

3 地元地区 東広島市安芸津町木谷

1 公示番号 区第386号

2 免許の内容たるべき事項

- | (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
|----------|-------|----------------|
| 第1種区画漁業 | 真珠養殖業 | 1月1日から12月31日まで |
- (2) 漁場の位置及び区域
- | | | |
|-------|--------------------------------------|--|
| 漁場の位置 | 東広島市安芸津町大字木谷地先 | |
| 漁場の区域 | 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 | |
| 基 点 1 | 安芸津町木谷雲下市宮湯盛住宅前護岸南西角から護岸沿い東へ50メートルの所 | |
| ア | 1から安芸津町龍王島東端を見通す線上365メートルの所 | |

- | | | |
|---|---|------------------|
| イ | 〃 | 170メートルの所 |
| ウ | 〃 | 168度260メートルの所 |
| エ | 〃 | 189度30分415メートルの所 |
- 3 地元地区 東広島市安芸津町木谷